

日本農林規格の改正について

「合板」

合板の日本農林規格の見直しについて（案）

平成 2 8 年 6 月 2 9 日

農 林 水 産 省

1 趣旨

農林物資の規格化等に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 7 5 号）第 9 条において準用する同法第 7 条第 1 項の規定に基づき、合板の日本農林規格（平成 1 5 年 2 月 2 7 日農林水産省告示第 2 3 3 号）について所要の見直しを行う。

なお、同日本農林規格は、「J A S 規格の制定・見直しの基準」（平成 2 4 年 2 月 2 4 日農林物資規格調査会決定）に定める標準規格に該当する。

2 内容

特殊加工化粧合板の表面性能の基準として設けている、退色試験の実施による退色性の確認に係る項目を廃止する。

改 正 案					現 行				
(特殊加工化粧合板の規格) 第 9 条 特殊加工化粧合板の規格は、次のとおりとする。 (略) 2 前項の表面性能の基準は次のとおりとする。					(特殊加工化粧合板の規格) 第 9 条 特殊加工化粧合板の規格は、次のとおりとする。 (略) 2 前項の表面性能の基準は次のとおりとする。				
基準 事項	F タイプ	FWタイプ	Wタイプ	SWタイプ	基準 事項	F タイプ	FWタイプ	Wタイプ	SWタイプ
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	温度変化に対する耐 候性	別記の 3 の (9) の 寒熱繰返し A 試験 の結果、試験片の 表面（裏面にオー バーレイ、プリン ト、塗装等の加工 を施し、表面と同 等の性能のあるこ とについて表示の あるものにあつて は、裏面を含む。 以下この項につい て同じ。）に割れ、 膨れ、剥がれ並び に著しい変色及び つやの変化を生じ ないこと。	別記の 3 の (9) の 寒熱繰返し B 試験 の結果、試験片の 表面に割れ、膨れ、 剥がれ並びに著し い変色及びつやの 変化を生じないこ と。	別記の 3 の (9) の 寒熱繰返し C 試験 の結果、試験片の 表面に割れ、膨れ、 剥がれ並びに著し い変色及びつやの 変化を生じないこ と。	別記の 3 の (9) の 寒熱繰返し D 試験 の結果、試験片の 表面に割れ、膨れ、 剥がれ並びに著し い変色及びつやの 変化を生じないこ と。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	耐 水 性	別記の 3 の (13) の 耐水 A 試験の結 果、試験片の表面 に割れ、膨れ、剥 がれ並びに著しい 変色及びつやの変 化を生じないこ と。	別記の 3 の (13) の 耐水 B 試験の結 果、試験片の表面 に割れ、膨れ、剥 がれ並びに著しい 変色及びつやの変 化を生じないこ と。	別記の 3 の (13) の 耐水 C 試験の結 果、試験片の表面 に割れ、膨れ、剥 がれ並びに著しい 変色及びつやの変 化を生じないこ と。	別記の 3 の (13) の 耐水 D 試験の結 果、試験片の表面 に割れ、膨れ、剥 がれ並びに著しい 変色及びつやの変 化を生じないこ と。
(略)	(略)				耐 熱 性	別記の 3 の (14) の 湿熱試験の結果、 試験片の表面に割 れ、膨れ、変色及			

(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	
[削る。]	[削る。]	[削る。]	
耐汚染性	別記の3の(18)の汚染A試験の結果、試験片の表面に色が残らないこと。	別記の3の(18)の汚染B試験の結果、試験片の表面に色が残らないこと。	
耐薬品性	次の1から3まで		

	び著しいつやの変化を生じないこと。		
耐摩耗性	別記の3の(15)の摩耗A試験の結果、化粧面の模様又は化粧材料の50%以上が残っており、かつ、摩耗量が0.1 g以下であること。	別記の3の(15)の摩耗C試験の結果、化粧面の模様又は化粧面の材料が50%以上残っていること。	
引きかき硬度	別記の3の(16)の引きかき硬度A試験の結果、試験片につけたきずの深さの平均値が10 μ m以内であること。なお、エンボス加工を施したものにあっては、試験片につけたきずが目立たない程度であること。	別記の3の(16)の引きかき硬度B試験の結果、試験片につけたきずの深さの平均値が10 μ m以内であること。なお、エンボス加工を施したものにあっては、試験片につけたきずが目立たない程度であること。	
耐衝撃性	別記の3の(17)の衝撃A試験の結果、試験片の表面に割れ及び剥がれを生じないこと。	別記の3の(17)の衝撃B試験の結果、試験片の表面に割れ及び剥がれを生じないこと。	
退色性	別記の3の(18)の退色試験の結果、試験片の表面に割れ、膨れ、しわ、めやせ、変色及びつやの変化を生じないこと。	別記の3の(18)の退色試験の結果、試験片の表面に変色及びつやの変化を生じないこと。	
耐汚染性	別記の3の(19)の汚染A試験の結果、試験片の表面に色が残らないこと。	別記の3の(19)の汚染B試験の結果、試験片の表面に色が残らないこと。	
耐薬品性	次の1から3まで		

	を満足すること。 1 別記の3の(10)の耐アルカリ試験の結果、試験片の表面に割れ、膨れ、剥がれ、軟化並びに著しい変色及びつやの変化を生じないこと。 2 別記の3の(19)の耐酸試験の結果、試験片の表面に割れ、膨れ、剥がれ、軟化並びに著しい変色及びつやの変化を生じないこと。 3 別記の3の(20)の耐シンナー試験の結果、試験片の表面に割れ、膨れ、剥がれ、軟化並びに著しい変色及びつやの変化を生じないこと。	
--	---	--

3 （略）

別記

1 試験試料の採取

試験片を切り取るべき合板（以下「試料合板」という。）のうち連続煮沸試験、スチーミング繰返し試験、減圧加圧試験、煮沸繰返し試験、スチーミング処理試験、温冷水浸せき試験、1 類浸せき剝離試験、2 類浸せき剝離試験、含水率試験、ホルムアルデヒド放散量試験、防虫処理試験、平面引張り試験、寒熱繰返し試験、耐アルカリ試験、1 級の曲げ試験、面内せん断試験、耐水試験、湿熱試験、摩耗試験、引きかき硬度試験、衝撃試験、汚染試験、耐酸試験及び耐シンナー試験に供するもの又は曲げ剛性試験及び2 級の曲げ試験に供する合板（以下「試験合板」という。）は、1 荷口から表24から表26の左欄に掲げる合板の枚数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる枚数を無作為に抽出するものとする。

	を満足すること。 1 別記の3の(10)の耐アルカリ試験の結果、試験片の表面に割れ、膨れ、剥がれ、軟化並びに著しい変色及びつやの変化を生じないこと。 2 別記の3の(20)の耐酸試験の結果、試験片の表面に割れ、膨れ、剥がれ、軟化並びに著しい変色及びつやの変化を生じないこと。 3 別記の3の(21)の耐シンナー試験の結果、試験片の表面に割れ、膨れ、剥がれ、軟化並びに著しい変色及びつやの変化を生じないこと。	
--	---	--

3 （略）

別記

1 試験試料の採取

試験片を切り取るべき合板（以下「試料合板」という。）のうち連続煮沸試験、スチーミング繰返し試験、減圧加圧試験、煮沸繰返し試験、スチーミング処理試験、温冷水浸せき試験、1 類浸せき剝離試験、2 類浸せき剝離試験、含水率試験、ホルムアルデヒド放散量試験、防虫処理試験、平面引張り試験、寒熱繰返し試験、耐アルカリ試験、1 級の曲げ試験、面内せん断試験、耐水試験、湿熱試験、摩耗試験、引きかき硬度試験、衝撃試験、退色試験、汚染試験、耐酸試験及び耐シンナー試験に供するもの又は曲げ剛性試験及び2 級の曲げ試験に供する合板（以下「試験合板」という。）は、1 荷口から表24から表26の左欄に掲げる合板の枚数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる枚数を無作為に抽出するものとする。

表24～26 （略）

2 試験の結果の判定

(1) 連続煮沸試験、スチーミング繰返し試験、減圧加圧試験（1 類に限る。）、煮沸繰返し試験、スチーミング処理試験、温冷水浸せき試験、1 類浸せき剥離試験、2 類浸せき剥離試験、寒熱繰返し試験、耐アルカリ試験、1 級の曲げ試験、面内せん断試験、耐水試験、湿熱試験、引きかき硬度試験、衝撃試験、汚染試験、耐酸試験又は耐シンナー試験にあっては1 荷口から抽出した試料合板から切り取られた試験片、含水率試験、防虫処理試験、平面引張り試験又は摩耗試験にあっては試料合板、曲げ剛性試験又は2 級の曲げ試験にあっては試験合板のうち当該試験に係る基準に適合するものの数とその総数の90%以上であるときは、その荷口の合板は、当該試験に合格したものとし、70%未満であるときは、不合格とする。適合するものの数が70%以上90%未満であるときは、その荷口の合板について改めて当該試験に要する試料合板又は試験合板を抽出して再試験を行い、その結果、適合するものの数が90%以上であるときは、当該試験に合格したものとし、90%未満であるときは、不合格とする。

(2) （略）

3 試験の方法

(1)～(17) （略）

[削る。]

る。

表24～26 （略）

2 試験の結果の判定

(1) 連続煮沸試験、スチーミング繰返し試験、減圧加圧試験（1 類に限る。）、煮沸繰返し試験、スチーミング処理試験、温冷水浸せき試験、1 類浸せき剥離試験、2 類浸せき剥離試験、寒熱繰返し試験、耐アルカリ試験、1 級の曲げ試験、面内せん断試験、耐水試験、湿熱試験、引きかき硬度試験、衝撃試験、退色試験、汚染試験、耐酸試験又は耐シンナー試験にあっては1 荷口から抽出した試料合板から切り取られた試験片、含水率試験、防虫処理試験、平面引張り試験又は摩耗試験にあっては試料合板、曲げ剛性試験又は2 級の曲げ試験にあっては試験合板のうち当該試験に係る基準に適合するものの数とその総数の90%以上であるときは、その荷口の合板は、当該試験に合格したものとし、70%未満であるときは、不合格とする。適合するものの数が70%以上90%未満であるときは、その荷口の合板について改めて当該試験に要する試料合板又は試験合板を抽出して再試験を行い、その結果、適合するものの数が90%以上であるときは、当該試験に合格したものとし、90%未満であるときは、不合格とする。

(2) （略）

3 試験の方法

(1)～(17) （略）

(18) 退色試験

ア 試験片の作成

試験片は、各試料合板から台板合板の表板の繊維方向に平行に75mm、直角に150mmの長方形状のものを2片（両面特殊加工化粧合板にあっては、表面用に2片、裏面用に2片の計4片）ずつ作成する。

イ 試験の方法

試験片を図21のように取付用わくに垂直に固定し、試験片と退色試験用水銀灯との水平距離を300mmに調整した後、毎分2.5回転の速度で回転させながら退色水銀灯の光に48時間さらした後、暗室中に72時間放置する。

注 退色試験用水銀灯は、入力400W、波長3,000Å以上の長波長のものとし、内部の発光管は、石英製とする。

(18) 汚染試験（汚染A試験及び汚染B試験）

ア～イ （略）

(19) 耐酸試験

ア～イ （略）

(20) 耐シンナー試験

ア～イ （略）

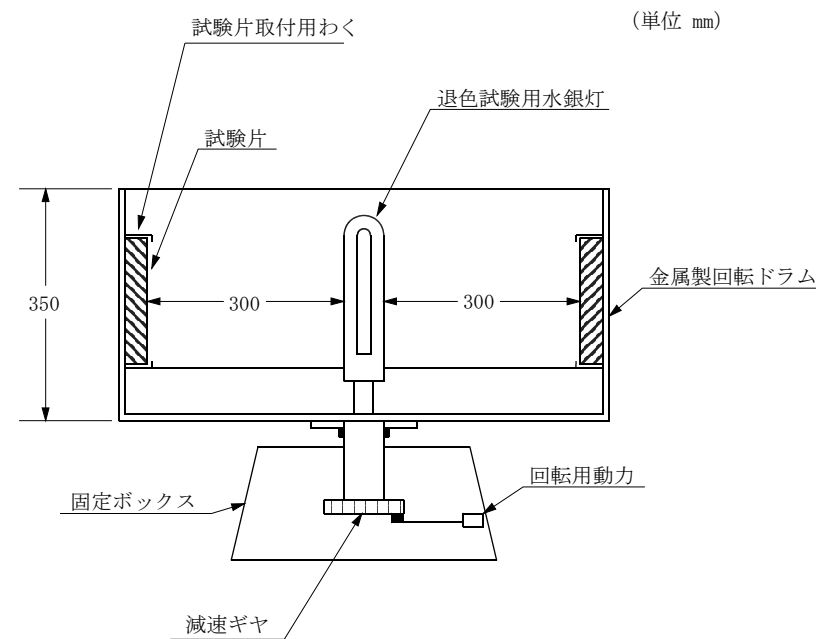


図21 退色試験の方法

(19) 汚染試験（汚染A試験及び汚染B試験）

ア～イ （略）

(20) 耐酸試験

ア～イ （略）

(21) 耐シンナー試験

ア～イ （略）

パブリックコメント等募集結果

合板の日本農林規格の一部改正案

1. 改正案に係る意見・情報の募集の概要（募集期間：H28. 5. 19～6. 17）

(1) 受付件数 3 件（企業 2、個人 1）

(2) 意見と考え方
別紙のとおり

2. 事前意図公告によるコメント（募集期間：H28. 4. 27～H28. 6. 26）

受付件数 なし

(別紙)

合板の日本農林規格の改正案に対して寄せられた意見の概要及び意見に対する考え方について

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方（案）
第9条 特殊加工化粧合板		
JAS規格ではなくシート製造メーカーによる退色性能の基準等があれば良いと考える。	2	メーカーによる任意の取引基準等の設定は差し支えありません。
試験方法を廃止することはともかく、退色性の基準自体を廃止することには反対する。	1	退色試験については、今後も継続する負担に比して実施する実益に乏しいことから廃止することとしたところです。

＊ その他の意見提出もありましたが、今回の改正案に直接関係がないものでしたので御意見として承り、今後の参考とさせていただきます。